

令和4年度まちづくり交付金事業 ～つながる越河プロジェクト～
お花で越河を彩ろう！ 「つながる越河の会」

運営メンバーにInterview

Q1 「つながる越河の会」の発足のきっかけを教えてください。

A1 令和3年度に開催された「越河これから塾」に参加し、耕作放棄地の増加によってイノシシや猿などの有害鳥獣が増え景観が悪くなり、憩いの場も少なくなっているという意見が出たことから「耕作放棄地を活用して花畑を作り、誰でも集える憩いの場にしたい」と思ったのが発足のきっかけです。手つかずの耕作地にひまわり畑を作ったことで、新たなコミュニケーションの場が生まれました。

会員同士、LINEで作業状況を共有しています！



▲(左から) 佐藤和代副会長、小磯愛さん、佐久間吉光会長、阿部一男顧問

Q2 事業を行ってみて、地域にどのような変化がありましたか？

A2 道路沿いが花畑になったことで散歩コースが彩られ、花植えを通して交流のきっかけを作ることができました。会員以外の花好きの人たちが水やりや草取りの手伝い、花植えなどに参加し、自分の庭や畑でも花壇づくりを始めた人もいます。作業を進めていく中で、地域の方から手作りの看板やのぼり旗、テーブルやイスなども寄付していただき、この事業を通して地域の皆さんとのつながりができたことがうれしかったですね。

Q3 若手メンバーの方にお聞きします。この会に参加しての感想と、どのような地域にしていきたいですか？

A3 私たちがこの事業をできたのは、「自然がきれいな越河を魅力ある場所にしたい！」との同じ思いを持った地域の人と、越河公民館が主催の「越河これから塾」を通して出会えたことです。私たちの意見にいつも協力的で、事が進まないときは会員以外の人も手を差し伸べていただき、この事業を通して地域の人とのつながりを強く感じることができました。越河の魅力をもっとたくさんの人に知ってもらえるように新しいことを取り入れて、私たちが大好きな自然豊かな越河を次の世代につなげていきたいです。



▲まちを彩るひまわり畑

～お互いの取り組みから学び合う～

昨年5月24日に、中央公民館で「令和3年度まちづくり交付金事業報告会」を開催しました。この日は、19団体の事業のうち、9団体が活動の背景や経緯などを報告しました。
※令和4年度の交付金活用団体は本年5月、令和5年度の交付金活用団体は令和6年5月に開催予定の事業報告会に参加をお願いします。



▲各団体による活動内容の報告。活発な質疑応答や情報交換も行われました



住民主体の地域づくりを支援します

令和5年度まちづくり交付金

☎まちづくり推進課 ☎22-1327
katsudo@city.shiroishi.miyagi.jp

本市では、令和3年度に「第六次白石市総合計画」に合わせて各地区で策定した「まちづくり宣言」の実現に向けて、「白石市まちづくり交付金事業」を実施しています。

交付金の対象事業は、各地区のまちづくり宣言の実現につながる、地域の伝統文化や資源を活かした地域活性化のための事業、地域コミュニティの活性化が図られる事業などで、市以外の団体などから補助金などを受けてない事業が対象です。

内容をご確認いただき、「地域住民が主体のまちづくり」の実現に向けてご活用ください。

●対象団体

まちづくり協議会などのほか、市内に活動拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体。
※政治・宗教活動または営利を目的としないこと。

●交付対象経費

講師への謝金・旅費、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費、会議費（食料費を除く）、旅費など
※団体運営にかかわる経費（人件費を含む）、食料費、汎用性のある事務用品やキャビネットなどの備品関係費（パソコン、コピー機、机、イスなど）は対象外です。

●申請は地区ごとに各公民館へ

1回目の提出締め切りは2月28日(火)です。交付を希望する団体は、申請書や事業計画書、収支予算書など書類一式(表1)を各提出先(表2)に提出してください。

2回目以降は、地区ごとの上限額に残額がある場合に限り、随時、申請を受け付けます。残額は各公民館にお問い合わせの上、上記の通り提出してください。ただし、該当する年度の2月末日までに完了する事業が対象になりますのでご注意ください。

※提出書類の1～3は指定の様式になります。ホームページからダウンロードするか電話連絡後(平日8:30～17:15)、各公民館でお受け取りください。

【表1】申請に必要な提出書類一覧

	書類内容
1	申請書(様式第1号)
2	申請する事業の事業計画書(別紙1)
3	申請する事業の収支予算書(別紙2)
4	事業内容・購入物などの説明書類(パンフレットなど、コピー可)
5	事業の見積書(コピー可)
6	写真(4に関連する現地・現状などの写真)
7	周辺住宅地図(事業実施予定場所または備品管理予定場所を明示したもの)
8	物品管理運営規程(交付対象となる備品購入の場合)
9	団体会則・規約など(会員名簿も添付)
10	団体の活動状況説明書(総会資料など)
11	団体全体の最新の収支予算書と決算書
12	その他事業内容の説明補足資料

【表2】提出先

地区	申請場所	電話番号
白石	まちづくり推進課	22-1327
越河	越河地域振興会(越河公民館内)	28-2101
大平	大平公民館運営会議(大平公民館内)	25-2338
大鷹沢	大鷹沢まちづくり振興協議会(大鷹沢公民館内)	25-2711
白川	白川振興会議(白川公民館内)	27-2101
福岡	福岡地区民の会(福岡公民館内)	25-2249
深谷	白石市深谷公民館運営委員会(深谷公民館内)	24-4540

※「まちづくり交付金」は、令和8年度に「人と地域が輝く未来共創交付金」に完全移行します。それまでに、各地区で「まちづくり宣言」を計画的に実現するための地区計画の策定をお願いします。詳細は広報しろいし3月号でお知らせします。
※令和4年度から「人と地域が輝く未来共創交付金」を活用している地区：斎川・小原